

# 地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

## 1. 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、法人の道府県民税、法人の市町村民税及び法人の事業税の様式及び記載要領について、必要な整備を行うもの。

## 2. 主な内容

### (1) 総合特区税制及び雇用促進税制の創設に伴う規定の整備

国際戦略総合特別区域内において一定規模以上の設備等の取得をした場合及び雇用者の数が増加した場合の法人税の税額控除が、法人住民税において一部反映されないこととされたことに伴い、様式上所要の措置を講じるもの。

### (2) 清算所得課税関係様式の削除に伴う規定の整備

平成22年税制改正で清算所得課税が廃止されたが、この度、関係する法人税の様式が削除されたため、地方税において同様の措置を講じるもの。

## 3. 施行期日等

公布の日から施行する。